

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新	旧
<p>I (略)</p> <p>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 対策推進のための役割分担</p> <p>5. 1</p> <p>(略)</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「<u>新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議</u>」(以下「<u>関係省庁対策会議</u>」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>6. 行動計画の主要6項目</p> <p>本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。<u>各項目の対策</u>については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。</p>	<p>I (略)</p> <p>II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 対策推進のための役割分担</p> <p>5. 1</p> <p>(略)</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「<u>新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議</u>」(以下「<u>関係省庁対策会議</u>」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>6. 行動計画の主要6項目</p> <p>本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。<u>各項目毎の対策</u>については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。</p>

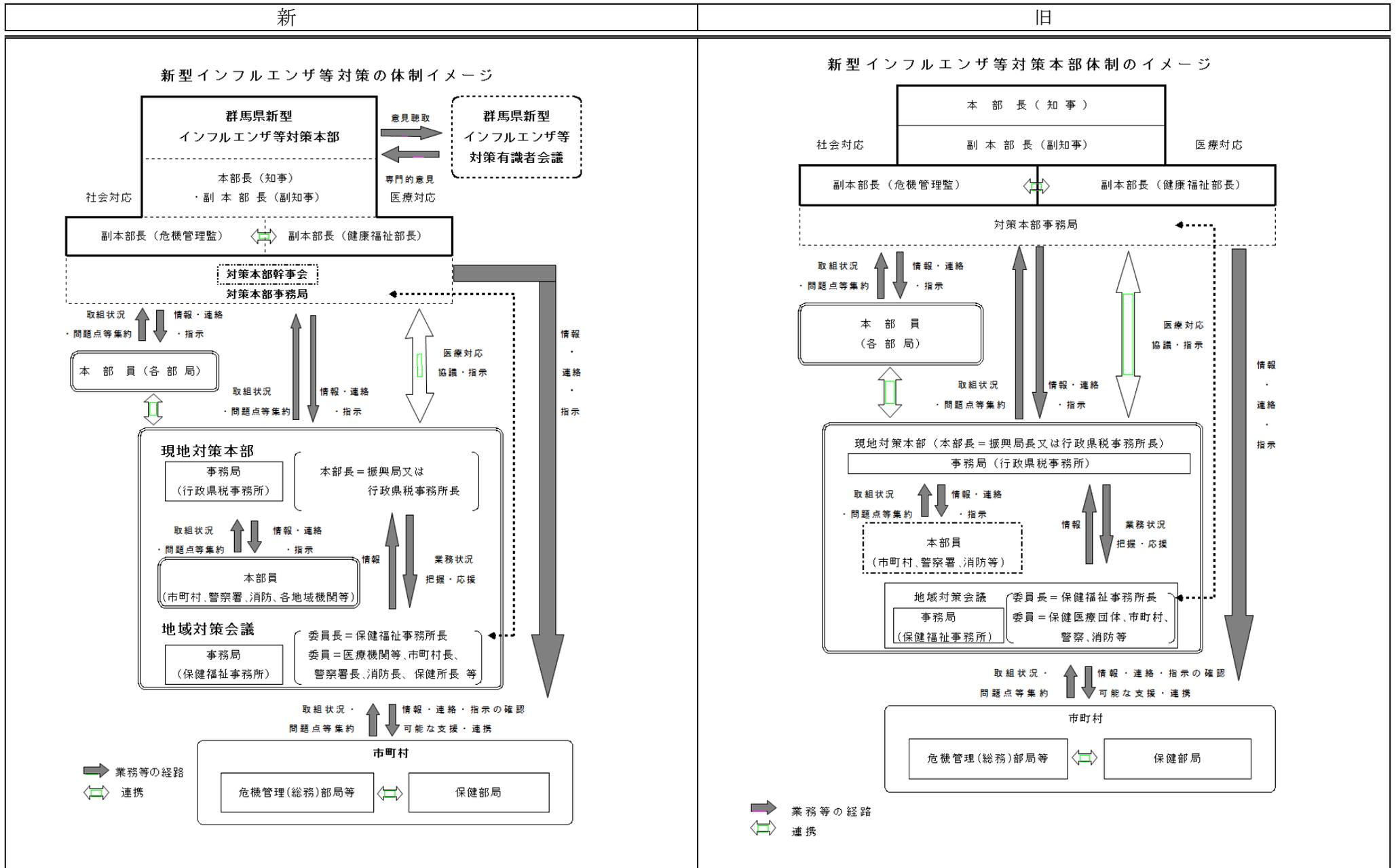
群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新			旧		
<p><b>(1) 実施体制</b>                      (ア) 対策本部の組織体制                      ①新型インフルエンザ等対策本部</p>			<p><b>(1) 実施体制</b>                      (ア) 対策本部の組織体制                      ①新型インフルエンザ等対策本部</p>		
構成	本部長	知事	構成	本部長	知事
	副本部長	副知事、健康福祉部長、危機管理監		副本部長	副知事、健康福祉部長、危機管理監
	本部員	警察本部長、教育長、企業管理者、各部長、病院局長、会計管理者、議会事務局長、各振興局長又は行政県税事務所長、衛生環境研究所長		本部員	警察本部長、教育長、企業管理者、各部長、病院局長、会計管理者、議会事務局長、各振興局長又は行政県税事務所長、衛生環境研究所長
	幹事	健康福祉部長、健康福祉副部長、健康福祉課長、危機管理室長、保健予防課長、各部局主管課長、警察本部警備部危機管理対策統括官、衛生環境研究所副所長、各行政県税事務所長又は次長		幹事	健康福祉部長、健康福祉課長、危機管理室長、保健予防課長、各部局主管課長、警察本部警備部危機管理対策統括官、衛生環境研究所副所長、各行政県税事務所長又は次長
	(関係課長等)	食品・生活衛生課長、広報課長、医務課長、薬務課長、畜産課長、(教)健康体育課長		(関係課長等)	食品・生活衛生課長、広報課長、医務課長、薬務課長、畜産課長、(教)健康体育課長
	事務局	健康福祉部		事務局	健康福祉部
所管事項	次の事項を所管し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する ・感染対策及びまん延防止等に関すること。 ・社会機能の確保等に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。		所管事項	次の事項を所管し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する ・感染対策及びまん延防止等に関すること。 ・社会機能の確保等に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。	

群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画新旧対照表

新			旧		
②～③ (省略) ④地域対策会議			②～③ (省略) ④地域対策会議		
構成	委員長	保健福祉事務所長	構成	委員長	保健福祉事務所長
	委員	管内地域機関の長及び委員長が指名する者 (医療機関等、市町村長、警察署長、消防長、保健所長等)		委員	管内地域機関の長及び委員長が指名する者 (市町村長、警察署長、消防長、医療機関等)
	事務局	保健福祉事務所 (保健所)		事務局	保健福祉事務所 (保健所)
所管区域	保健福祉事務所 (保健所) の所管地域		所管区域	保健福祉事務所 (保健所) の所管地域	
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における医療体制に関すること。</li> <li>・ その他必要な事項に関すること。</li> </ul>		所管事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における医療体制に関すること。</li> <li>・ その他必要な事項に関すること。</li> </ul>	
※中核市においては、その判断により上記に準じた組織を設ける。			※中核市においては、その判断により上記に準じた組織を設ける。		

# 群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新	旧
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 予防・まん延防止 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 予防接種</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 特定接種</p> <p>ii-1) 特定接種</p> <p>特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護・福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。</p> <p>(5) 医療 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</u></p> <p>国の備蓄の考え方にに基づき、<u>全り患者(被害想定において県人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、<u>現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等</u>も勘案する。</p> <p>Ⅲ. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 (略)</p> <p>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保</p> <p>② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 予防・まん延防止 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 予防接種</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 特定接種</p> <p>ii-1) 特定接種</p> <p>特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。</p> <p>(5) 医療 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>抗インフルエンザウイルス薬等</u></p> <p>国の備蓄の考え方にに基づき、<u>県民の45%に相当する量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、<u>現在の備蓄状況や流通の状況等</u>も勘案する。</p> <p>Ⅲ. 各段階における対策</p> <p>未発生期</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 (略)</p> <p>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保</p> <p>② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院</p>

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新	旧
<p>機構の病院、日本赤十字病院、<u>独立行政法人労働者健康安全機構の病院等</u>）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 （健康福祉部）</p> <p>(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① 県は、国の計画に基づき、<u>全り患者（被害想定において県人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。 （健康福祉部）</p> <p><b>海外発生期</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1-1～(4)-3-1 (略)</p> <p>(4)-3-2 接種体制 （特定接種）</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 （健康福祉部）</p> <p><b>国内発生早期</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1～(6)-4 (略)</p> <p>(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p>	<p>機構の病院、日本赤十字病院、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等</u>）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 （健康福祉部）</p> <p>(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① 県は、国の計画に基づき、<u>県民の45%に相当する量</u>を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。 （健康福祉部）</p> <p><b>海外発生期</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1-1～(4)-3-1 (略)</p> <p>(4)-3-2 接種体制 （特定接種）</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 （健康福祉部）</p> <p><b>国内発生早期</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1～(6)-4 (略)</p> <p>(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p>

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新					旧				
① (略) ①-2 電気及びガス並びに水の安定供給 (略) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、 <u>指定地方公共機関</u> は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。  (別添1) (略) (別添2) 特定接種の対象となり得る業種・職務について (1) 特定接種の登録事業者 A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)					① (略) ①-2 電気及びガス並びに水の安定供給 (略) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、 <u>指定(地方)公共機関</u> は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。  (別添1) (略) (別添2) 特定接種の対象となり得る業種・職務について (1) 特定接種の登録事業者 A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)				
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁	業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>国立研究開発法人国立がん研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立病院機構</u> の病	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、 <u>独立行政法人国立がん研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立循環器病研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立国際医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立成育医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立長寿医療研究センター</u> 、 <u>独立行政法人国立病院機構</u> の病院、 <u>独立行政法人労働者健</u>	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新					旧				
		院、 <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> の病院、 <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u> の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関					康福祉機構の病院、 <u>社会保険病院</u> 、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画新旧対照表

新					旧				
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	厚生労働省	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	厚生労働省	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画新旧対照表

新					旧				
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型コロナウイルス等発生時における国民への情報提供	経済産業省	映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型コロナウイルス等発生時における国民への情報提供	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)